

平成31年 2 月13日開会

平成31年 2 月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	平成31年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	平成31年度徳島県用度事業特別会計予算	19
第 3 号	平成31年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	21
第 4 号	平成31年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	23
第 5 号	平成31年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	25
第 6 号	平成31年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	27
第 7 号	平成31年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	29
第 8 号	平成31年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	31
第 9 号	平成31年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	33
第 10 号	平成31年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	35
第 11 号	平成31年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	37
第 12 号	平成31年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	39
第 13 号	平成31年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	41
第 14 号	平成31年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	43
第 15 号	平成31年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	45
第 16 号	平成31年度徳島県流域下水道事業特別会計予算	47
第 17 号	平成31年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	49
第 18 号	平成31年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	51
第 19 号	平成31年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	53
第 20 号	平成31年度徳島県証紙収入特別会計予算	55
第 21 号	平成31年度徳島県公債管理特別会計予算	57

第 22 号	平成31年度徳島県給与集中管理特別会計予算	59頁
第 23 号	平成31年度徳島県病院事業会計予算	61
第 24 号	平成31年度徳島県電気事業会計予算	65
第 25 号	平成31年度徳島県工業用水道事業会計予算	69
第 26 号	平成31年度徳島県土地造成事業会計予算	71
第 27 号	平成31年度徳島県駐車場事業会計予算	73
第 28 号	徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	75
第 29 号	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	77
第 30 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	79
第 31 号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	81
第 32 号	徳島県部等設置条例等の一部改正について	83
第 33 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	87
第 34 号	徳島県行政財産使用料条例の一部改正について	89
第 35 号	徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について	91
第 36 号	徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について	93
第 37 号	徳島県安心こども基金条例の一部改正について	97
第 38 号	徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について	99
第 39 号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	101
第 40 号	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について	103
第 41 号	徳島県がん対策推進条例の一部改正について	105
第 42 号	徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について	107
第 43 号	徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について	111

第 44 号	徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について	113
第 45 号	徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	115
第 46 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	119
第 47 号	徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部改正について	123
第 48 号	徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	129
第 49 号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	131
第 50 号	徳島県立学校使用料，手数料徴収条例の一部改正について	133
第 51 号	文化財の保護に関する条例の一部改正について	135
第 52 号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	137
第 53 号	徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について	139
第 54 号	徳島県駐車場事業管理条例の一部改正について	141
第 55 号	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	143
第 56 号	平成30年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について	145
第 57 号	平成30年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について	147
第 58 号	平成30年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加について	149
第 59 号	徳島県警察駐在所整備等 P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約について	151
第 60 号	権利の放棄について	153
第 61 号	権利の放棄について	155
第 62 号	包括外部監査契約について	157
第 63 号	公平委員会の事務の受託に関する協議について	159
第 64 号	学校業務支援システムの共同化に関する事務の受託に関する協議について	161
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	163
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	165

第 1 号

平成31年度徳島県一般会計予算

平成31年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ484,428,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県	税	千円 77,500,000
	1 県 民 税	28,556,942
	2 事 業 税	17,337,874
	3 地 方 消 費 税	12,549,879
	4 不 動 産 取 得 税	1,465,040
	5 県 た ば こ 税	773,599
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	224,138
	7 自 動 車 取 得 税	491,599
	8 軽 油 引 取 税	5,699,161
	9 自 動 車 税	10,387,445
	10 鉦 区 税	1,290
	11 狩 猟 税	12,913
	12 旧 法 に よ る 税	120
2 地 方 消 費 税 清 算 金		25,800,000

	1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,800,000
3 地 方 讓 与 税		14,128,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	12,244,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,677,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	77,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	50,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	79,000
	6 航 空 機 燃 料 讓 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,530,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	235,000
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	1,295,000
5 地 方 交 付 税		143,000,000
	1 地 方 交 付 税	143,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		220,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	220,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		961,264
	1 分 担 金	269,660

	2 負 担 金	691,604
8 使 用 料 及 び 手 数 料		6,196,371
	1 使 用 料	4,552,685
	2 手 数 料	1,643,686
9 国 庫 支 出 金		62,284,962
	1 国 庫 負 担 金	31,856,376
	2 国 庫 補 助 金	28,982,860
	3 委 託 金	1,445,726
10 財 産 収 入		1,062,896
	1 財 産 運 用 収 入	731,230
	2 財 産 売 払 収 入	331,666
11 寄 附 金		15,900
	1 寄 附 金	15,900
12 繰 入 金		81,841,930
	1 特 別 会 計 繰 入 金	59,624,250
	2 基 金 繰 入 金	22,217,680
13 繰 越 金		1,000,000

		1 繰越金	1,000,000
14 諸収入			16,165,677
		1 延滞金, 加算金及び過料等	93,610
		2 県預金利子	2,173
		3 公営企業貸付金元利収入	5,040,000
		4 貸付金元利収入	4,473,550
		5 受託事業収入	827,876
		6 収益事業収入	2,799,476
		7 雑収入	2,928,992
15 県債			52,721,000
		1 県債	52,721,000
	歳入合計		484,428,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 999,090
	1 議会費	999,090

2 総務費		25,861,660
	1 総務管理費	12,108,927
	2 企画費	5,663,409
	3 徴税費	2,473,527
	4 市町村振興費	2,055,600
	5 選挙費	1,014,553
	6 防災費	1,824,750
	7 統計調査費	403,096
	8 人事委員会費	132,404
	9 監査委員費	185,394
3 民生費		64,090,653
	1 社会福祉費	45,671,956
	2 児童福祉費	13,619,084
	3 生活保護費	4,799,613
4 衛生費		24,362,040
	1 公衆衛生費	5,910,280
	2 環境衛生費	2,620,564

		3 保 健 所 費	1,311,299
		4 医 薬 費	5,703,586
		5 病 院 事 業 費	8,816,311
	5 勞 働 費		4,977,467
		1 勞 政 費	3,861,176
		2 職 業 訓 練 費	1,009,525
		3 勞 働 委 員 会 費	106,766
	6 農 林 水 産 業 費		31,515,380
		1 農 業 費	4,844,423
		2 園 芸 費	1,019,226
		3 畜 産 業 費	838,275
		4 農 地 費	10,969,259
		5 林 業 費	11,425,406
		6 水 産 業 費	2,418,791
	7 商 工 費		60,450,579
		1 商 業 費	54,830,107
		2 工 鉱 業 費	4,149,774

		3 観 光 費	1,470,698
8	土 木 費		52,643,603
		1 土 木 管 理 費	4,776,860
		2 道 路 橋 り よ う 費	22,709,606
		3 河 川 海 岸 費	16,822,764
		4 港 湾 費	3,192,178
		5 都 市 計 画 費	3,753,111
		6 住 宅 費	1,389,084
9	警 察 費		22,724,063
		1 警 察 管 理 費	20,483,551
		2 警 察 活 動 費	2,240,512
10	教 育 費		82,897,252
		1 教 育 総 務 費	14,360,333
		2 小 学 校 費	24,235,173
		3 中 学 校 費	15,172,478
		4 高 等 学 校 費	17,381,508
		5 特 別 支 援 学 校 費	7,189,408

		6 社 会 教 育 費	2,357,514
		7 保 健 体 育 費	2,200,838
11	災 害 復 旧 費		12,904,277
		1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,854,200
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,950,077
		3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000
12	公 債 費		73,426,386
		1 公 債 費	73,426,386
13	諸 支 出 金		27,425,550
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,407,590
		2 利 子 割 交 付 金	196,412
		3 配 当 割 交 付 金	652,571
		4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	642,138
		5 地 方 消 費 税 交 付 金	12,931,847
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	157,230
		7 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	100
		8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	327,000

	9 環 境 性 能 割 交 付 金	110,652
	10 利 子 割 精 算 金	10
14 予 備 費		150,000
	1 予 備 費	150,000
歳 出	合 計	484,428,000

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	落合2号トンネル新設事業	千円 1,300,000	31	千円 300,000
				32	500,000
				33	500,000
		京田トンネル新設事業	1,400,000	31	300,000
				32	600,000
				33	500,000
	5 都 市 計 画 費	未広住吉高架橋上部工架設 事業	1,400,000	31	500,000
				32	700,000
				33	200,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
徳島県消防防災航空隊事務所止水板設置工事請負契約	平成 32 年 度	81,750千円
徳島県食肉衛生検査所空調設備改修工事請負等契約	平成 32 年 度	123,293千円
奨学金返還支援費に係る補助金	自 平成 31 年 度 至 平成 49 年 度	240,000千円
住民基本台帳ネットワークシステム電子計算機等賃貸借契約	自 平成 32 年 度 至 平成 36 年 度	20,241千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 平成 31 年 度 至 平成 41 年 度	元金 1,217,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
自動車税納税通知書等作成業務委託契約	平成 32 年 度	8,000千円
庁内クラウド再構築等事業業務委託契約	平成 32 年 度	184,823千円
徳島県立障がい者交流プラザ自家発電設備改修工事請負契約	平成 32 年 度	60,000千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	平成 32 年 度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	平成 32 年 度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償

徳島県立渦の道の塗装等補修工事請負契約	平成 32 年 度	40,000千円
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自 平成 31 年 度 至 平成 87 年 度	融資額 188,516千円 に対するつぎにかか げる損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 平成 32 年 度 至 平成 42 年 度	融資額 80,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
広域営農団地農道整備事業工事請負契約	平成 32 年 度	170,000千円
経営体育成基盤整備事業工事請負契約	平成 32 年 度	20,000千円
農業水利施設保全対策事業工事請負契約	平成 32 年 度	160,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負契約	平成 32 年 度	100,000千円
地盤沈下対策事業工事請負契約	平成 32 年 度	80,000千円
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 平成 32 年 度 至 平成 41 年 度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証

徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自平成32年度 至平成41年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
道路維持作業用自動車売買契約	平成32年度	5,000千円
道路局部改良事業工事請負等契約	平成32年度	30,000千円
道路改築事業工事請負等契約	平成32年度	280,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	平成32年度	1,900,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	平成32年度	20,000千円
街路事業工事請負等契約	平成32年度	300,000千円
公園整備事業工事請負等契約	平成32年度	300,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	平成32年度	30,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	平成32年度	150,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	平成32年度	210,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	平成32年度	100,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	平成32年度	100,000千円
床上浸水対策特別緊急事業工事請負等契約	平成32年度	400,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	平成32年度	90,000千円
津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	平成32年度	40,000千円

海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	平成32年度	40,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	平成32年度	100,000千円
河川等災害関連事業工事請負等契約	平成32年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	平成32年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	平成32年度	80,000千円
急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	平成32年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負等契約	平成32年度	1,000,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	平成32年度	50,000千円
港湾改修事業工事請負等契約	平成32年度	50,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負等契約	平成32年度	400,000千円
港湾補修事業工事請負等契約	平成32年度	80,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負等契約	平成32年度	300,000千円
学校業務支援システム構築事業業務委託契約	平成32年度	15,470千円
高校施設整備事業工事請負契約	平成32年度	147,085千円
警察署整備事業業務委託契約	平成32年度	9,449千円
警察署整備事業工事請負等契約	平成32年度	279,057千円
徳島県警察航空隊事務所止水板設置工事請負契約	平成32年度	74,250千円

運転免許証作成システム電子計算機賃貸借等契約	自 平成32年度 至 平成36年度	782,280千円
警察本部電子計算機等賃貸借契約	自 平成32年度 至 平成36年度	448,172千円
I Cカード化運転免許証記載事項確認装置等賃貸借契約	自 平成32年度 至 平成36年度	9,986千円
電子署名生成装置等賃貸借契約	自 平成32年度 至 平成36年度	51,240千円
通信指令システム電子計算機等賃貸借契約	自 平成32年度 至 平成36年度	1,111,025千円
交通管制システム上位装置電子計算機等賃貸借契約	自 平成32年度 至 平成36年度	168,156千円

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 928,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	541,000			
市町村振興事業	1,000,000			
防災事業	405,000			
社会福祉事業	50,000			
児童福祉事業	4,000			
公衆衛生事業	6,000			
環境衛生事業	49,000			

医薬事業	95,000			
職業訓練事業	9,000			
農地事業	2,234,000			
林業治山事業	2,427,000			
水産事業	500,000			
観光事業	111,000			
道路橋りょう事業	9,388,000			
河川海岸事業	9,057,000			
港湾事業	842,000			
都市計画事業	1,131,000			
住宅事業	147,000			
警察関係事業	1,703,000			
教育総務事業	2,400,000			
高等学校整備事業	258,000			
社会教育事業	207,000			
保健体育事業	187,000			
土木施設災害復旧事業	3,947,000			

公用公共用施設災害復旧事業	95,000			
臨時財政対策債	15,000,000			
計	52,721,000			

第 2 号

平成31年度徳島県用度事業特別会計予算

平成31年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,613,278千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,613,278
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	169,437
	3 諸 収 入	1,443,641
歳 入	合 計	1,613,278

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		1,613,278 ^{千円}
	1 用 度 事 業 費	1,613,278
歳 出	合 計	1,613,278

第 3 号

平成31年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,327,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,327,766
	1 繰 越 金	1,256,610
	2 諸 収 入	1,071,156
歳 入 合 計		2,327,766

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		千円 2,327,766
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,327,766
歳 出	合 計	2,327,766

第 4 号

平成31年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成31年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 253,373
	1 繰 入 金	214,797
	2 諸 収 入	38,576
歳 入 合 計		253,373

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 253,373
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	82,764
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	22,121
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	148,488
歳 出	合 計	253,373

第 5 号

平成31年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ276,454千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 276,454
	1 繰 越 金	169,556
	2 諸 収 入	106,898
歳 入 合 計		276,454

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 276,454
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	276,454
歳 出	合 計	276,454

第 6 号

平成31年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,490,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 72,490,712
	1 分担金及び負担金	21,443,283
	2 国庫支出金	22,894,745
	3 療養給付費等交付金	250,000
	4 前期高齢者交付金	22,706,207
	5 共同事業交付金	47,717
	6 財産収入	1,400

	7 繰 入 金	5,147,360
歳 入	合 計	72,490,712

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 72,490,712
	1 国民健康保険事業費	72,489,312
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	1,400
歳 出	合 計	72,490,712

第 7 号 平成31年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ445,872千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 445,872
	1 諸 収 入	872
	2 県 債	445,000
歳 入	合 計	445,872

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 445,872
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	445,872
歳 出	合 計	445,872

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 445,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

平成31年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成31年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,386,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 117,386,034
	1 使用料及び手数料	3,027
	2 財産収入	500
	3 繰入金	59,195,400
	4 諸収入	58,187,107

歳 入 合 計	117,386,034
---------	-------------

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業費		117,386,034 ^{千円}
	1 中小企業・雇用対策事業費	117,386,034
歳 出 合 計		117,386,034

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 平成32年度 至 平成39年度	2,000,000千円

第 9 号

平成31年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,043千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 80,043
	1 繰 越 金	55,845
	2 諸 収 入	24,198
歳 入 合 計		80,043

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 80,043
	1 中小企業近代化資金貸付金	80,043
歳 出	合 計	80,043

第 10 号

平成31年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成31年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 69,054
	1 財 産 収 入	57,951
	2 繰 越 金	11,093
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	69,054

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 69,054
	1 徳島ビル管理事業費	69,054
歳 出	合 計	69,054

第 11 号

平成31年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,616千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 5,616
	1 繰 入 金	299
	2 繰 越 金	3,727
	3 諸 収 入	1,590
歳 入	合 計	5,616

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 5,616
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	5,616
歳 出	合 計	5,616

第 12 号

平成31年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978
	1 繰 入 金	1,975
	2 繰 越 金	94,285
	3 諸 収 入	5,718
歳 入	合 計	101,978

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978
	1 林業改善資金貸付金	101,978
歳 出	合 計	101,978

第 13 号

平成31年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成31年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 302,228
	1 財 産 収 入	185,623
	2 繰 入 金	115,644
	3 繰 越 金	746
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		302,228

歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 302,228
	1 県有林県行造林事業費	302,228
歳 出	合 計	302,228

第 14 号

平成31年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,914千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,914
	1 繰 入 金	912
	2 繰 越 金	66,836
	3 諸 収 入	13,166
歳 入	合 計	80,914

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,914
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,914
歳 出	合 計	80,914

第 15 号

平成31年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成31年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,500,658
	1 財 産 収 入	1,689,852
	2 繰 入 金	450,000
	3 繰 越 金	122,656
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	1,238,000	
歳	入	合	計	3,500,658

歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 3,500,658	
	1 公用地公共用地取得事業費		3,497,410	
	2 土地開発基金積立金		3,248	
歳	出	合	計	3,500,658

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 1,238,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

平成31年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ872,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 流域下水道事業収入		千円 872,516
	1 分担金及び負担金	287,253
	2 繰入金	376,263
	3 県債	209,000
歳 入	合 計	872,516

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 872,516
	1 旧吉野川流域下水道事業費	872,516
歳 出	合 計	872,516

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧吉野川流域下水道事業	千円 209,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 17 号

平成31年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成31年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,919,334千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3,919,334
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	810,120
	2 財 産 収 入	73,753
	3 繰 入 金	930,129
	4 諸 収 入	21,332

	5 県	債	2,084,000	
歳	入	合	計	3,919,334

歳 出

款	項	金	額	
1 港 湾 等 整 備 事 業 費			千円 3,919,334	
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費		2,747,988	
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費		1,014,317	
	3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費		157,029	
歳	出	合	計	3,919,334

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 1,184,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港津田地区整備事業	900,000			
計	2,084,000			

第 18 号

平成31年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成31年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,520千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 179,520
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	169,826
	3 諸 収 入	9,496
歳 入	合 計	179,520

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 179,520
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	179,520
歳 出	合 計	179,520

第 19 号

平成31年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成31年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301,749千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 301,749
	1 財 産 収 入	1,241
	2 繰 越 金	107,979
	3 諸 収 入	192,529
歳 入	合 計	301,749

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 301,749
	1 奨 学 金 貸 付 金	301,749
歳 出	合 計	301,749

第 20 号

平成31年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成31年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,298,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,298,000
	1 証 紙 収 入	2,591,588
	2 繰 越 金	706,412
歳 入 合 計		3,298,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,298,000 <small>千円</small>
	1 他 会 計 繰 出 金	3,298,000
歳 出	合 計	3,298,000

第 21 号

平成31年度徳島県公債管理特別会計予算

平成31年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,382,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 110,382,000
	1 繰 入 金	69,057,000
	2 県 債	41,325,000
歳 入	合 計	110,382,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 110,382,000
	1 公 債 費	110,382,000
歳 出	合 計	110,382,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 41,325,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 22 号

平成31年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成31年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,616,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,616,615
	1 給 与 振 替 収 入	30,616,615
歳 入	合 計	30,616,615

歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		30,616,615 <small>千円</small>
	1 給 与 費	30,616,615
歳 出	合 計	30,616,615

第 23 号

平成 31 年度 徳島県 病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	202,764人
	外	来	251,076人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	554人
	外	来	1,029人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		20,550千円
	医療器械及び備品購入費		554,630千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益			23,970,706千円
第 1 項 医 業 収 益			20,279,571千円
第 2 項 医 業 外 収 益			3,691,135千円
	支	出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用			24,440,420千円
第 1 項 医 業 費 用			23,579,960千円

第2項 医 業 外 費 用 860,460千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,050,196千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,592千円及び過年度分損益勘定留保資金1,048,604千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 6,063,015千円
 第1項 企 業 債 549,000千円
 第2項 負 担 金 511,817千円
 第3項 他会計からの借入金 5,000,000千円
 第4項 補 助 金 2,198千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 7,113,211千円
 第1項 建 設 改 良 費 605,075千円
 第2項 企 業 債 償 還 金 1,268,136千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 5,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 549,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

11,929,547千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,450,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成31年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,400,000 k W h
	太陽光発電所	4,689,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,112,644千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収 益	3,706,571千円
第1項 営業	収 益	3,627,712千円
第2項 財務	収 益	3,050千円
第3項 事業外	収 益	6,799千円
第4項 特別	利 益	69,010千円
支 出		
第1款 事業	費 用	3,444,606千円
第1項 営業	費 用	3,381,766千円
第2項 財務	費 用	3千円
第3項 事業外	費 用	57,837千円
第4項 特別	損 失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額816,584千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,168千円、建設改良積立金379,640千円及び過年度分損益勘定留保資金338,776千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	296,360千円
第1項 固定資産売却代	1,749千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	294,611千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,112,944千円
第1項 建設改良費	1,112,644千円
第2項 投 資	300千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川口ダム自然エネルギーミュージアム案内誘導用ロボット賃貸借契約	自平成32年度 至平成34年度	3,861千円
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約	平成32年度	98,768千円
明神ダム巻上機等取替事業工事請負契約	平成32年度	12,556千円
日野谷発電所2号水車発電機改良事業工事請負契約	平成32年度	489,016千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,027,048千円
(2) 交 際 費	95千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成31年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	67,428,180m ³	吉野川北岸工業用水道	38,697,180m ³
		阿南工業用水道	28,731,000m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	229,414千円
		阿南工業用水道改良工事	30,970千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業 収 益			1,237,926千円
第1項 営 業 収 益			1,189,223千円
第2項 営 業 外 収 益			48,703千円
	支	出	
第1款 事業 費 用			1,146,372千円
第1項 営 業 費 用			1,089,198千円
第2項 営 業 外 費 用			57,174千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額414,925千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,509千円及び過年度分損益勘定留保資金394,416千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	34,773千円
第1項 固定資産売却代	172千円
第2項 その他収入	34,601千円
支 出	
第1款 資本的支出	449,698千円
第1項 建設改良費	260,384千円
第2項 企業債償還金	155,980千円
第3項 他会計長期借入金償還金	33,334千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	241,883千円
(2) 交際費	10千円

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 26 号

平成31年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,091千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		7,910千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		170千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,472千円
第1項 営 業 費 用		1,471千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

平成31年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	28,761千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		75,843千円
第1項 営 業 収 益		75,051千円
第2項 営 業 外 収 益		792千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		69,617千円
第1項 営 業 費 用		69,615千円
第2項 営 業 外 費 用		2千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,628千円は、過年度分損益勘定留保資金28,628千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		133千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代		133千円
支 出		

第1款 資 本 的 支 出 28,761千円

第1項 建 設 改 良 費 28,761千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第二十八号

徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇七〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立西部防災館の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、徳島県立西部防災館の使用料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 徳島県政策創造関係手数料条例（平成二十四年徳島県条例第四十号）別表の三の項
- 二 徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第十四条第二号
- 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）別表第八の備考2
- 四 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）別表第一の二十二の項
- 五 徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）別表の七十四の項
- 六 徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）別表第一の百五の項
- 七 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第十二号）第二条第二項

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律により工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間外の勤務）

第六条の二 第二条から第五条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外の勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第七条の二第二項中「第二条から第五条までに規定する勤務時間（以下「**二**」及び「**三**」という。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「第七条の二第二項」を「第六条の二」に改める。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第三条第一項

二 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第三条第一項

三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）第三条第一項

四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）第七条第一項

五 職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第二十二條第一項

提案理由

国家公務員について、長時間労働の是正のための措置として、超過勤務命令を行うことができる時間の上限を人事院規則で定める等の措置を講ずることとされたことに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

第五条第一号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

徳島県部等設置条例等の一部改正について

徳島県部等設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県部等設置条例等の一部を改正する条例

(徳島県部等設置条例の一部改正)

第一条 徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号に次のように加える。

- 二 文化財の保護に関すること。

(文化財の保護に関する条例の一部改正)

第二条 文化財の保護に関する条例(昭和三十三年徳島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条、第四条、第七条の三及び第十五条第一号を除く。)中「委員会が」を「知事が」に、「委員会規則」を「規則」に、「委員会は」を「知事は」に、「委員会に」を「知事に」に、「委員会の」を「知事の」に改める。

第三条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「徳島県教育委員会(以下「委員会」という。)」を「知事」に、「当つては」を「当たつては」に改める。

第四条中「委員会に、」を削り、「基づき」の下に「、知事の附属機関として、」を加える。

第六条第一項中「文化に関し学識経験」を「文化財に関して優れた識見」に改める。

第七条の三中「教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)」を「規則」に改める。

第十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「、規則又は委員会規則」を「又は規則」に改める。

第二十条第三項中「前項の規定による出品」を「前項の規定による公開」に改める。

(徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例(平成七年徳島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「徳島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四条各号、第五条第一項第四号及び第二項並びに第六条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十条(見出しを含む)中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正)

第四条 徳島県県民環境関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

二百三 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第十四条第一項の規定に基づき 古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	六千三百円
二百四 銃砲刀剣類所持等取締法第十五条第二項の規定に基づき登録証の再交付	三千五百円
二百五 銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項の規定に基づき刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	八百円

(徳島県教育関係手数料条例の一部改正)

第五条 徳島県教育関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表中七の項から九の項までを削り、十の項を七の項とする。

(徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正)

第六条 徳島県附属機関の委員の定数を定める条例(平成二十六年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名中「定数」の下に「及び任期」を加える。

本則の表徳島県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。

徳島県銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第十四条第三項	四人以内
----------------	---------------------------------	------

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(附属機関の委員の定数)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(附属機関の委員の任期)

第二条 次の各号に掲げる附属機関の委員の任期は、当該各号に定めるところによる。

- 一 徳島県銃砲刀剣類登録審査委員 二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 二 前条の表の上欄に掲げる附属機関（前号に掲げるものを除く。） 当該附属機関の設置の根拠となる法律その他の法令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第二条の規定による改正前の文化財の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により徳島県教育委員会がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により徳島県教育委員会に対してされている申請その他の行為は、同条の規定による改正後の文化財の保護に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第四条に規定する徳島県文化財保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第六条第一項の規定により、徳島県文化財保護審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、平成三十二年十月三十一日までとする。
- 4 この条例の施行の日前に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項及び第三条の規定による改正前の徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例の規定により徳島県教育委員会がした処分その他の行為は、同項及び同条の規定による改正後の徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例の規定により知事がした処分その他の行為とみなす。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、本県における文化財の総合的な保存及び活用を図るため、知事が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表四十六の項1中「第十八条第十六項前段」を「第十八条第十七項前段」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同表五十九の項中「六十五の項」を「六十六の項」に改め、同表中八十一の項を八十二の項とし、七十八の項から八十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七十七の項中「七十九の項」を「八十の項」に改め、同項を同表七十八の項とし、同表中七十六の項を七十七の項とし、六十三の項から七十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六十二の項中「六十五の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十三の項とし、同表六十一の項の次に次のように加える。

六十二 法第五十三条第一項の規定による都市計画施設の区域内等における建築の許可

海陽町

第二条 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中八十二の項を八十三の項とし、七十九の項から八十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七十八の項中「八十の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十七の項を七十八の項とし、六十四の項から七十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六十三の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十二の項を六十三の項とし、六十一の項を六十二の項とし、六十の項を六十一の項とし、同表五十九の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中五十八の項を五十九の項とし、三十四の項から五十七の項までを一項ずつ繰り下げ、三十三の項の次に次のように加える。

三十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 佐那河内村 石井町 神山町
--

行令（平成十八年政令第十号。以下この項において「令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの（令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）

- 1 法第五十三条第一項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査（法第五十四条第一項の政令で定める基準に係るもの及び法第五十八条第三項第一号の政令で定める額（以下この項において「負担上限月額」という。）に係るものに限る。）
- 2 法第五十六条第一項の規定による支給認定の変更の申請に係る事実についての審査（負担上限月額に係るものに限る。）
- 3 令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査（法第五十四条第一項の政令で定める基準に係るもの及び負担上限月額に係るものに限る。）

松茂町 北島町 板野町 上板町 つるぎ町

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

徳島県行政財産使用料条例の一部改正について

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の八」を「百分の十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける行政財産の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、行政財産の使用料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成二十八年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人グリーンバレーの項中「二〇六番地」を「二三三番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

控除対象特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地が変更されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例(平成十八年徳島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「九、〇二〇円」を「九、一七〇円」に、「二一、九九〇円」を「二二、二二〇円」に、「九、二七〇円」を「九、四四〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一六〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二九〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三三〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五二〇円」に、「二、九二〇円」を「二、九四〇円」に改める。

(徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十八年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表中「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に、「六、七八〇円」を「六、九二〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「三、八五〇円」を「三、九二〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八五〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「一〇、二八〇円」を「一〇、四七〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七一〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「四、〇六〇円」を「四、一三〇円」に、「八、二二〇円」を「八、二七〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九二〇円」に、「九、六六〇円」を「九、八四〇円」に、「二、六九〇円」を「二、七二〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇四〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に、「二、四三〇円」を「二、四六〇円」に、「二、八七〇円」を「二、九三〇円」に、「二、九五〇円」を「二、九九〇円」

に、「三、九〇〇円」を「三、九八〇円」に、「二、七四〇円」を「二、七八〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五六〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七二〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八三〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六六〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六二〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二四〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一四〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二九〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五六〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一三〇円」に、「二、六四〇円」を「二、六七〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二五〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に、「九二〇円」を「九四〇円」に、「二、八五〇円」を「二、八八〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五二〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一五〇円」に改め、同その一の表の備考第二項及び第七項中「一万二百八十円」を「一万四百七十円」に改め、同表その二中「三百円」を「三百十円」に、「にあつては」を「には」に改め、同表その三中「にあつては」を「には」に改める。

(徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表中「二七、五七〇円」を「二七、九〇〇円」に、「三四、六三〇円」を「三五、〇九〇円」に、「三〇、四六〇円」を「三一、〇三〇円」に、「三三、二八〇円」を「三三、七〇〇円」に、「二八、二三〇円」を「二八、七五〇円」に、「三七、六三〇円」を「三八、三三〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、四三〇円」に、「二六、三五〇円」を「二六、六五〇円」に、「一九、〇一〇円」を「一九、三七〇円」に、「四、八二〇円」を「四、九二〇円」に、「六、三三〇円」を「六、四四〇円」に、「七、四七〇円」を「七、六一〇円」に、「四、一一〇円」を「四、二〇〇円」に、「五、四一〇円」を「五、五一〇円」に、「六、五五〇円」を「六、六七〇円」に、「七九〇円」を「八〇〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一五〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三八〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇二〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二七〇円」に、「二、四七〇円」を「二、四九〇円」に、「二、七一〇円」を「二、七四〇円」に、「三、一七〇円」を「三、二二〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六七〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五六〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二六〇円」に、「四、〇二〇円」を「四、〇九〇円」に、「八、〇四〇円」を「八、一九〇円」に、「二〇、八三〇円」を「二一、〇三〇円」に、「二三、〇二〇円」を「二三、二六〇円」に改め、同表その一の表中「二七、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に、「二八、四二〇円」を「二八、七五〇円」に、「五、四二〇円」を「五、五一〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七二〇円」に、「四、一一〇円」を「四、二〇〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二二、三四〇円」を「二二、五七〇円」に、「八、三八〇円」を「八、五三〇円」に改める。

(徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例(平成十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「九、〇五〇円」を「九、二二〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六〇〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、一六〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、二八〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇二〇円」に、「九二〇円」を「九四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二二〇円」に改める。

別表第二中「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

(徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例(平成十八年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改める。

(徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表その一の1の表中「二、四三〇円」を「二、四八〇円」に、「五、一一〇円」を「五、二〇〇円」に、「二、六五〇円」を「二、七〇〇円」に、「五、五七〇円」を「五、六七〇円」に、「三、九九〇円」を「四、〇六〇円」に、「八、四七〇円」を「八、六三〇円」に、「四、三三〇円」を「四、四〇〇円」に、「八、八二〇円」を「八、九八〇円」に、「八、三二〇円」を「八、四六〇円」に、「一七、三三〇円」を「一七、六四〇円」に、「二、二二〇円」を「二、一三〇円」に、「二、五四〇円」を「二、五八〇円」に、「一〇、八五〇円」を「一一、〇五〇円」に、「三三、六八〇円」を「三三、一〇〇円」に、「一七、九四〇円」を「一八、二八〇円」に、「三七、六七〇円」を「三八、三七〇円」に、「二二、九二〇円」を「二二、三三〇円」に、「四六、〇四〇円」を「四六、九〇〇円」に、「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に、「五四、四二〇円」を「五五、四二〇円」に、「四七、八五〇円」を「四八、七四〇円」に、「一〇〇、四九〇円」を「一〇二、三五〇円」に、「六、六四〇円」を「六、七六〇円」に、「一三、八二〇円」を「一四、〇八〇円」に、「二、五五〇円」を「二、五八〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三二〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九二〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七七〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、「四、一六〇円」を「四、二四〇円」に、「三、五五〇円」を「三、五九〇円」に、「五、三三〇円」を「五、四二〇円」に、「四、六四〇円」を「四、七三〇円」に、「九、六三〇円」を「九、八一〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「二、二七〇円」を「二、二九〇円」に改め、同その一の2の表中「二七〇円」を「二八〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表その二の表中「二、七三〇円」を「二、七七〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三六〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に改め、同表の備考第八項中「においては」を「には」に、「五百七十円」を「五百八十円」に改める。

(徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「五二〇円」を「五二〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、四八〇円」に改め、同表の備考中「にあつては」を「には」に改める。

（徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第八条 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「四、八五〇円」を「四、九四〇円」に改める。

別表第三中「一、八七〇円」を「一、九〇〇円」に、「三八、五九〇円」を「三九、二二〇円」に、「二七、七五〇円」を「二八、二六〇円」に、「三二〇、九九〇円」を「三三五、〇九〇円」に、「三四、〇四〇円」を「三四、六七〇円」に、「四七、六二〇円」を「四八、五〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、八七〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一八、四三〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立男女共同参画交流センター、徳島県立文学書道館、徳島県立中央武道館又は徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号

徳島県安心子ども基金条例の一部改正について

徳島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

徳島県安心子ども基金条例（平成二十一年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

保育所等の施設の整備に要する経費を補助する事業その他の子どもを安心して育てることができる環境の整備に係る事業を引き続き推進するため、徳島県安心子ども基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十八年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七二〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇二〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「五、九六〇円」を「六、〇七〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に、「二四、五〇〇円」を「二四、七六〇円」に、「一九、三三〇円」を「一九、六八〇円」に、「一七、六九〇円」を「一八、〇二〇円」に改める。

(徳島県診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県診療所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改める。

(徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例(平成十七年徳島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二のその一の表中「九、一五〇円」を「九、三三〇円」に、「二二、二三〇円」を「二二、三六〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、二〇〇円」

に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二〇〇円」に、「二、九五〇円」を「二、九九〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「三、二六〇円」を「三、三〇〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「九二〇円」を「九四〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、八七〇円」を「二、九三〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「六、七八〇円」を「六、九一〇円」に、「六、〇六〇円」を「六、一八〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三三〇円」に、「七、九一〇円」を「八、〇六〇円」に改め、同表のその二の表中「五二〇円」を「五三〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に改め、同表のその三の表中「五二〇円」を「五三〇円」に改め、同表の備考第五項中「千二十円」を「千四十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、手数料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の二の項中「九千円」を「一万円」に改め、同表の五十三の項を次のように改める。

五十三 削除

別表第一の七十六の項中「八十の項まで、八十一の二の項」を「八十一の項まで」に改め、同表中八十一の項を削り、八十一の二の項を八十一の項とし、同表の八十一の三の項中「八十一の四の項」を「八十一の三の項」に改め、同項を同表の八十一の二の項とし、同表中八十一の四の項を八十一の三の項とし、同表の八十一の五の項中「八十一の六の項」を「八十一の五の項」に改め、同項を同表の八十一の四の項とし、同表中八十一の六の項を八十一の五の項とし、同表の八十一の七の項中「八十一の九の項」を「八十一の八の項」に改め、同項を同表の八十一の六の項とし、同表中八十一の八の項を八十一の七の項とし、八十一の九の項から八十一の十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の八十三の二の項及び八十三の三の項中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の八十三の二の項及び八十三の三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

毒物及び劇物取締法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務の一部を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止するとともに、介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に要する費用が増大することに鑑み、当該事務に係る手数料の額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

徳島県がん対策推進条例の一部改正について

徳島県がん対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県がん対策推進条例の一部を改正する条例

徳島県がん対策推進条例（平成二十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる）」を「望まない受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

健康増進法の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成三年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「三、四四〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五二〇円」に、「三、〇三〇円」を「三、〇六〇円」に、「三、六八〇円」を「三、七二〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七二〇円」に、「四三、二〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「二九、四二〇円」を「二九、九五〇円」に、「三〇、三四〇円」を「三〇、九〇〇円」に、「三八、六七〇円」を「三九、三八〇円」に、「四〇、二二〇円」を「四〇、九五〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に、「二〇、九五〇円」を「二四、一八〇円」に改める。

別表第二中「七一、九八〇円」を「七三、三二〇円」に、「四七、〇四〇円」を「四七、九二〇円」に、「二、五四〇円」を「二、五六〇円」に、「三三、七二〇円」を「三四、一五〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、七八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に改める。

(徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和四十四年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、九八〇円」を「一一、一八〇円」に、「二四、六四〇円」を「二四、九二〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。

(徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二五〇円」を「二六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

（徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「一七八、二五〇円」を「一八二、五五〇円」に、「四四、五五〇円」を「四五、三七〇円」に、「二二三、九〇〇円」を「二二七、八六〇円」に、「五三、四七〇円」を「五四、四六〇円」に、「一〇八、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に、「二七、〇五〇円」を「二七、五五〇円」に、「二二九、四八〇円」を「二三二、八七〇円」に、「三三二、四〇〇円」を「三三三、〇〇〇円」に、「二六二、〇〇〇円」を「二六五、〇〇〇円」に、「四〇、五七〇円」を「四一、三三〇円」に、「一九四、五〇〇円」を「一九八、一〇〇円」に、「四八、六五〇円」を「四九、五五〇円」に、「二二六、〇〇〇円」を「二三〇、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「二五八、九八〇円」を「二六三、七七〇円」に、「六四、八〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「八〇、七三〇円」を「八二、三三〇円」に、「二〇、二三〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「九六、九八〇円」を「九八、七七〇円」に、「二四、三三〇円」を「二四、七七〇円」に、「二七、八二〇円」を「二八、一五〇円」に、「五、九七〇円」を「六、〇八〇円」に、「九、〇一〇円」を「九、一七〇円」に、「三、〇三〇円」を「三、〇八〇円」に、「七、三三〇円」を「七、四六〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七〇〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八二〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇一〇円」に、「三二、五〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、一五〇円」に改める。

（徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第五条 徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例（平成十年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表その一の表中「二二、三四〇円」を「二二、五六〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六五〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に改め、同その一の表の備考第三項中「三千八十円」を「三千百三十円」に改め、同表その二の表中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同その二の表の備考第四項中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表その三の表中「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。

（徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第六条 徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「二五〇円」を「二六〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改める。

（徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例の一部改正）

第七条 徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二、二八〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八二〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表の備考第二項中「三千七十円」を「三千百二十円」に改める。

別表第二その一の表中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表その二の表中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例別表第一の改正規定(「一〇、九五〇円」を「一四、一八〇円」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
(徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に申請等がなされている徳島県立工業技術センターの施設(起業家支援室及び研究室(次項において「起業家支援室等」という。)を除く。)の利用又は設計等に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている起業家支援室等の利用に係る平成三十一年十月分までの使用料については、なお従前の例による。
(徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立中央テクニカールの多目的ホール又は在職者訓練棟の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立産業観光交流センターの施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立あすたむらんど施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前に発行された吉野川めぐりの利用に係る回数券のうち未使用のものについては、第七条の規定による改正前の徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例別表第二その二の規定は、この条例の施行後もなおその効力を有し、その使用については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提

出する理由がある。

第四十三号

徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

(徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例(平成十九年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

(徳島県食の安全安心推進条例の一部改正)

第二条 徳島県食の安全安心推進条例(平成十七年徳島県条例第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「第十一条」を「第二十四条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農薬取締法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和二十五年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表保健衛生に関する試験検査手数料の項中「二、四六〇円」を「八、八二〇円」に改め、同表家畜去勢料の項中「三、二四〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表除角料の項中「一、〇八〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「五二〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表人工授精手数料の項中「三、一六〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表受精卵移植手数料の項中「八、二二〇円」を「八、六四〇円」に改める。

第二条 徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

別表家畜保健衛生所の施設使用料の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表保健衛生に関する試験検査手数料の項中「八、八二〇円」を「八、八五〇円」に改め、同表家畜去勢料の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同表除角料の項中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表妊娠鑑定料の項中「五二〇円」を「五三〇円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「二、四六〇円」を「二、五二〇円」に、「一、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表証明書再交付手数料の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同表人工授精手数料の項中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表受精卵移植手数料の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表受精卵採入手数料の項中「三〇、八五〇円」を「三二、四二〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

提案理由

家畜保健衛生所が実施する家畜診療業務について、他の家畜診療施設との均衡等を勘案し、家畜去勢料等の限度額を改めるとともに、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「四七〇円」を「四八〇円」に改める。

(徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中「三五・六四円」を「三六・三元」に、「四一・〇四円」を「四一・八円」に改める。

(徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六百十円」を「六百二十円」に改める。

別表第一中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、林内作業車集材作業運転特別教育研修の項を削り、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

別表第二中「二、五九〇円」を「三、六三〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五一〇円」に、「二、七五〇円」を「二、七八〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「五、一四〇円」を「五、一三〇円」に改める。

別表第三中「三五、四八〇円」を「三六、一三〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四〇〇円」に改める。

(徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「一二三円」を「一二五円」に、「

八五円

」を「

八六円

」に、「五三円」を「五三二円」に、「三八七円」を「三九四円」に、「三五四円」を「三六〇円」に、「二四三円」を「二四七円」に改める。

（徳島県漁港管理条例の一部改正）

第五条 徳島県漁港管理条例（昭和四十二年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の一の表中「三五」を「三六」に改め、同一の二の表中「五四〇」を「五五〇」に、「一〇八」を「一一〇」に改め、同表の二の表中「六三円」を「六四円」に、「

一五円	一五円
-----	-----

」を「

一五円	一六円
-----	-----

」に、「

三〇円	三〇円
-----	-----

」を「

三〇円	三一円
-----	-----

」に、「二一六円」を「二二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改める。

別表第二の一の表中「八〇円」を「八一円」に、「二二八円」を「二三〇円」に改め、同表の二の表中「二二八円」を「二三〇円」に、「三三四円」を「三三〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第三条中徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例別表第一の改正規定（林内作業車集材作業運転特別教育研修の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている貯木場の使用に係る使用料については、当該使用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

（徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に申請がなされている徳島県立農林水産総合技術支援センターにおける研修に係る手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立農林水産総合技術支援センターの施設の利用に係る使用料については、当該利用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

（徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に目的外使用の許可を受けている土地改良財産の使用に係る使用料については、当該目的外使用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に届出をし、又は許可を受けている漁港施設の使用若しくは占用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に係る土砂の採取若しくは占用に係る使用料、占用料又は土砂採取料については、当該届出又は許可に係る期間中に限り、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項の次に次のように加える。

七の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十条第一項の規定に基づく土地使用者等の取得についての裁定の申請に対する審査

- 1 当該裁定申請に係る補償金の見積額（以下この項において「見積額」という。）が十万円以下の場合 二万七千円
- 2 見積額が十万円を超え百万円以下の場合 二万七千円に見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた金額
- 3 見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 七万五千六百円に見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額
- 4 見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万六千六百円に見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額
- 5 見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万

<p>七の三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十九条第一項の規定に基づき土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査</p> <p>七の四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づき土地の収用又は使用についての裁定の申請に対する審査</p>	<p>四千百円に見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた額</p> <p>6 見積額が一億円を超える場合 三十六万百円</p> <p>当該裁定申請に係る補償金の見積額に応じて七の二の項に掲げる場合と同様とする。</p> <p>当該裁定申請に係る補償金の見積額に応じて七の二の項に掲げる場合と同様とする。</p>
<p>別表第一の三十九の項中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一号)」を加え、同表の三十九の二の項中「にあつては」を「には」に、「二十一万円」を「二十万五千元」に、「二十七万九千元」を「二十七万四千元」に、「三十二万円」を「三十一万二千元」に、「四十二万五千元」を「四十一万五千元」に、「七十七万四千元」を「七十六万二千元」に、「十四万六千元」を「十四万二千元」に、「十八万円」を「十七万六千元」に、「二十万円」を「十九万四千元」に、「二十五万四千元」を「二十四万五千元」に、「四十二万八千元」を「四十一万六千元」に改め、同表の三十九の三の項中「二十一万円」を「二十万五千元」に、「二十二万六千元」を「二十三万円」に、「二十七万九千元」を「二十七万四千元」に、「三十万円」を「三十万六千元」に、「三十二万円」を「三十一万二千元」に、「三十四万五千元」を「三十五万千元」に、「四十二万五千元」を「四十一万五千元」に、「四十五万八千元」を「四十六万六千元」に、「七十七万四千元」を「七十六万二千元」に、「八十三万五千元」を「八十五万円」に、「十四万六千元」を「十四万二千元」に、「十五万八千元」を「十六万円」に、「十八万円」を「十七万六千元」に、「十九万五千元」を「十九万九千元」に、「二十万円」を「十九万四千元」に、「二十一万六千元」を「二十二万円」に、「二十五万四千元」を「二十四万五千元」に、「二十七万四千元」を「二十七万九千元」に、「四十二万八千元」を「四十一万六千元」に、「四十六万円」を「四十七万円」に改め、同表の四十一の項、四十四の項及び四十八の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表の五十四の項中「十八万円」の下に「(建築基準法第四十八条第十六項第一号に該当する場合には十二万円、同項第二号に該当する場合には十四万円)」を加え、同表の五十七の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同表の六十五の二の項中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同表の七十八の三の項中「第八十六条の八第三項」の下に「(同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。</p>	
<p>七十八の四 建築基準法第八十七条の二第一項の規定に基づき全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>二万七千円</p>
<p>七十八の五 建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づき建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査</p>	<p>十二万円</p>

七十八の六 建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づき建築物の用途を変更して特別 興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	十六万円
--	------

別表第二中二の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 別表第一の百の項の事務のうち、建築士法の規定による一級建築士事務所、二級建築士 事務所及び木造建築士事務所の登録を受けていることの証明書の交付の申請に対する審査 の事務	建築士法第二十六条の三に規定する指定事務所登録機関
--	---------------------------

別表第二の一の項の次に次のように加える。

二 別表第一の八十一の項及び八十二の項の事務	建築士法第二十六条の三に規定する指定事務所登録機関
------------------------	---------------------------

附 則

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第二の改正規定 平成三十一年四月一日
 - 二 別表第一の七の項の次に次のように加える改正規定 平成三十一年六月一日
 - 三 別表第一の三十九の三の項の改正規定（「二十二万六千円」を「二十三万円」に改める部分、「三十万千円」を「三十万六千円」に改める部分、「三十四万五千円」を「三十五万千円」に改める部分、「四十五万八千円」を「四十六万六千円」に改める部分、「八十三万五千円」を「八十五万円」に改める部分、「十五万八千円」を「十六万円」に改める部分、「十九万五千円」を「十九万九千円」に改める部分、「二十一万六千円」を「二十二万円」に改める部分、「二十七万四千円」を「二十七万九千円」に改める部分及び「四十六万千円」を「四十七万円」に改める部分に限る。） 平成三十一年十月一日
- 2 前項第一号に掲げる規定の施行の際現に申請がなされている一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録並びにこれらの登録を受けていることの証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第一項第三号に掲げる規定の施行の際現になされている建築基準法第六条の三第一項の規定に準じて行われる構造計算適合性判定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定されたことに伴い、地域福利増進事業に係る土地権利等の取得についての裁定の申請に対する審査に係る手数料等の額を定めるとともに、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築物の用途変更に係る全体計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部改正について

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部を改正する条例

(徳島県法定外公共用財産管理条例の一部改正)

第一条 徳島県法定外公共用財産管理条例(平成十二年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第五項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(道路法施行条例の一部改正)

第二条 道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(徳島県都市公園条例の一部改正)

第三条 徳島県都市公園条例(昭和三十二年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「二四、二六一円」を「二四、五二五円」に、「二四〇円」を「二四三円」に改め、同表の二の表中「五八円」を「五九円」に、「六六円」を「六八円」に、「四九円」を「五〇円」に、「七六五円」を「七七九円」に、「三七円」を「三八円」に、「六三円」を「六四円」に、「三八七円」を「三九四円」に改め、同表の三の表中「六四五円」を「六五六円」に、「一、二八六円」を「一、三〇九円」に、「六、四六九円」を「六、五八八円」に改める。

別表第三のその一の一の表中「三八、二八〇円」を「三八、九八〇円」に、「五〇、八五〇円」を「五一、七九〇円」に、「二、九三〇円」を「二、九八〇円」に、「四、五二〇円」を「四、五九〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「八、五二〇円」を「八、六六〇円」に、「三八二、一四〇円」を「三八九、二二〇円」に、「五〇八、六八〇円」を「五一八、一〇〇円」に、「五、二九〇円」を「五、三八〇円」に、「七、二三〇円」を「七、三六〇円」に、「一一、二四〇円」を「一一、四四〇円」に、「二四、一〇〇円」を「二四、三六〇円」に、「一一一、九五〇円」を「一一四、〇二〇円」に、「二四三、

三八〇円)を「二四六、〇三〇円)に、「八、九二〇円)を「九、〇八〇円)に、「三三、三九〇円)を「三三、八〇〇円)に、「二八、六七〇円)を「二九、
 二〇〇円)に、「四二〇、六八〇円)を「四二八、四七〇円)に、「五五九、四四〇円)を「五六九、八〇〇円)に、「二二、五三〇円)を「二二、七六〇円)
 に、「二七、七三〇円)を「二八、〇五〇円)に、「四二、〇六〇円)を「四二、八三〇円)に、「五五、九四〇円)を「五六、九七〇円)に、「二七、七七〇
 円)を「二八、二八〇円)に、「四二、五八〇円)を「四三、三六〇円)に、「二、七〇〇円)を「二、七五〇円)に、「三、六一〇円)を「三、六七〇円)
 に、「一一、〇八〇円)を「一一三、一三〇円)に、「二七、三三〇円)を「二七三、四八〇円)に、「五、四一〇円)を「五、五一〇円)に、「七、三三
 〇円)を「七、三五〇円)に、「二、一〇〇円)を「二、三〇〇円)に、「二七、〇三〇円)を「二七、三四〇円)に、「五七、九〇〇円)を「五八、九
 七〇円)に、「八九、一二〇円)を「九〇、七七〇円)に、「五、五六〇円)を「五、六六〇円)に、「八、五六〇円)を「八、七一〇円)に、「一一、五八〇
 円)を「一一、七九〇円)に、「二七、八二〇円)を「二八、一五〇円)に、「二〇〇、三六〇円)を「二〇四、〇七〇円)に、「三〇八、三六〇円)を「三
 一四、〇七〇円)に、「九、六二〇円)を「九、七九〇円)に、「二四、八二〇円)を「二五、〇九〇円)に、「二〇、〇三〇円)を「二〇、四〇〇円)に、「三
 〇、八三〇円)を「三一、四〇〇円)に、「六六〇円)を「六七〇円)に、「二、〇一〇円)を「二、〇二〇円)に、「一、三四〇円)
 を「一、三六〇円)に、「二、二三〇円)を「二、三五〇円)に、「二、七六〇円)を「二、七九〇円)に、「三、四六〇円)を「三、五〇〇円)に、「一、五八〇円)
 を「一、六〇〇円)に、「二、九二〇円)を「二、九四〇円)に、「三、五四〇円)を「三、六〇〇円)に、「三、七六〇円)を「三、八二〇円)に、「一、
 九九〇円)を「二、〇二〇円)に、「七、五八〇円)を「七、七二〇円)に、「九、三四〇円)を「九、五一〇円)に、「一、〇四〇円)を「一、〇五〇円)
 に、「二、一八〇円)を「二、二〇〇円)に、「六八〇円)を「六九〇円)に、「七九〇円)を「八〇〇円)に、「一、
 四一〇円)を「一、四三〇円)に、「二、八三〇円)を「二、八八〇円)に、「二、三六〇円)を「二、四〇〇円)に、「四、一三〇円)を「四、二〇〇円)
 に、「二、一三〇円)を「二、一六〇円)に、「三、四九〇円)を「三、五五〇円)に、「三、八四〇円)を「三、九一〇円)に、「七、三四〇円)を「七、四
 七〇円)に、「四、二四〇円)を「四、三一〇円)に、「五、六七〇円)を「五、七七〇円)に、「八、〇五〇円)を「八、一九〇円)に、「二五、二八〇円)
 を「二五、五六〇円)に、「六、四二〇円)を「六、五三〇円)に、「八、一二〇円)を「八、二七〇円)に、「一〇、五一〇円)を「一〇、七〇〇円)に、「一
 一、五一〇円)を「一一、七二〇円)に、「三三、〇三〇円)を「三三、四三〇円)に、「二二、七九〇円)を「二三、〇二〇円)に、「二七、〇六〇円)を
 「二七、三七〇円)に、「二二、六八〇円)を「二三、〇八〇円)に、「三四、一八〇円)を「三四、六一〇円)に、「四五、八六〇円)を「四六、七〇〇円)
 に、「三五、二〇〇円)を「三五、八五〇円)に、「四三、〇二〇円)を「四三、八一〇円)に、「五七、三八〇円)を「五八、四四〇円)に、「六一、六五〇
 円)を「六一、七九〇円)に、「二一九、〇三〇円)を「二二二、一三〇円)に、「二、四七〇円)を「二、五二〇円)に、「四、〇六〇円)を

「四、一三〇円」に「四、四〇〇円」を「四、四八〇円」に、「八、四六〇円」を「八、六一〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、一九〇円」
 に、「八、六五〇円」を「八、八一〇円」に、「八、九九〇円」を「九、一五〇円」に、「一七、六五〇円」を「一七、九七〇円」に、「一六、三七〇円」を「一
 六、六七〇円」に、「二〇、五五〇円」を「二〇、九三〇円」に、「二七、三三〇円」を「二七、八二〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三〇、〇四〇円」に、
 「五六、八三〇円」を「五七、八八〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三三〇円」に、「二、五五〇円」を「二、
 五九〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に、「五、六六〇円」を「五、七六〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇一〇円」に、「四、五〇〇円」
 を「四、五八〇円」に、「五、一七〇円」を「五、二六〇円」に、「六、六一〇円」を「六、七三〇円」に、「二、七八〇円」を「二、九九〇円」に、「一
 〇八、六〇〇円」を「一一〇、六一〇円」に、「二六四、五九〇円」を「二六七、六三〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「二四、〇一〇円」
 を「二四、二六〇円」に、「一九、〇四〇円」を「一九、三九〇円」に、「三八、八七〇円」を「三九、四〇〇円」に、「一八〇、二九〇円」を「一八三、六
 二〇円」に、「三七三、二二〇円」を「三七八、二六〇円」に、「二五、三五〇円」を「二五、六三〇円」に、「三三、二七〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三
 一、六一〇円」を「三二、一九〇円」に、「四七、九二〇円」を「四八、八〇〇円」に、「六四、〇五〇円」を「六五、二三〇円」に、「九七、〇六〇円」を
 「九八、八五〇円」に、「二三一、八八〇円」を「二三四、三三〇円」に、「一九九、八三〇円」を「二〇三、五三〇円」に、「三六、三二〇円」を「三六、
 九八〇円」に、「五五、〇八〇円」を「五六、一〇〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一四〇円」に、「四、六九〇円」を「四、七七〇円」に、「六、三五〇
 円」を「六、四六〇円」に、「九、六四〇円」を「九、八一〇円」に、「二二、四三〇円」を「二二、八二〇円」に、「三三、四七〇円」を「三三、〇七〇円」
 に、「四四、一二〇円」を「四四、九三〇円」に、「六六、八五〇円」を「六八、〇八〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三五〇円」に、「四、七六〇円」を
 「四、八四〇円」に、「七、二二〇円」を「七、三四〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七四〇円」に、「六、三四
 〇円」を「六、四五〇円」に、「九、六一〇円」を「九、七八〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、一二〇円」に、「九、
 五二〇円」を「九、六九〇円」に、「二四、四三〇円」を「二四、六九〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「九九〇円」
 を「一、〇〇〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三七〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「四、九六〇円」を「五、〇五〇円」に、「一
 〇、六五〇円」を「一〇、八四〇円」に、「一五、〇三〇円」を「一五、三〇〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「二、〇五〇
 円」を「二、〇六〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改め、同表のその一の2の表中「二二〇円」を
 「二二〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「三二〇円」を「三二〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改め、同表のその二の表中「二二〇円」を
 「二二〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六一〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、八三〇円」

を「二、八八〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、七六〇円」を「二、七九〇円」に、「八、五九〇円」を「八、七四〇円」に、「二二、二九〇円」を「二二、五〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五四〇円」に、「三、五八〇円」を「三、六四〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二七〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八一〇円」に、「三、一三〇円」を「二、一六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇二〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「二、九九〇円」を「二、〇二〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「三三、五三〇円」を「三三、九四〇円」に、「二二、一五〇円」を「二二、三九〇円」に、「六、二六〇円」を「六、三七〇円」に、「五、〇八〇円」を「五、一七〇円」に、「三、八四〇円」を「三、九二〇円」に、「二七、四九〇円」を「二七、八一〇円」に、「六、六九〇円」を「六、八一〇円」に、「二五、二九〇円」を「二五、五七〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇五〇円」に、「二二、四二〇円」を「二二、六五〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四三〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一四〇円」に改め、同表のその三の表中「四四、二八〇円」を「四五、一〇〇円」に、「一六、二三〇円」を「一六、五三〇円」に、「二九、四六〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「二一、二七〇円」を「二一、四七〇円」に改め、同表備考第十三項中「七百三十円」を「七百四十円」に、「千五百五十円」を「千五百七十円」に改める。

別表第四中「二二、三四〇円」を「二二、五六〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

(徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「千八十円」を「千百円」に、「三百円」を「三百十円」に改める。

(河川法施行条例の一部改正)

第五条 河川法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の流水占用料(その二)の表中「三、七八〇円」を「三、八五〇円」に改める。

別表第二の注第四項及び別表第三の注第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(徳島県港湾施設管理条例の一部改正)

第六条 徳島県港湾施設管理条例(昭和三十年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の注第四項及び同表の二の表の注第四項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表の三の表その一中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、三三〇円」を「四、四〇〇円」に、「四、八五〇円」を「四、九三〇円」に、「三千三百九十円」を「三千四百五十円」に改め、同三の表その二中「四時間までの駐車については二百円を超えない範囲内において、当該四時間」を「三時間までの駐車については二百円を超えない範囲内において、

当該三時間」に、「八百二十円」を「八百三十円」に、「二千五百円」を「二千八十円」に改め、同表の四の表中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四二〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六三〇円」に、「四、九六〇円」を「五、〇五〇円」に、「三、九九〇円」を「四、〇六〇円」に、「七、六六〇円」を「七、八〇〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八三〇円」に、「一〇、〇三〇円」を「一〇、一一〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「二、六三〇円」を「二、八六〇円」に、「三、六九〇円」を「三、七三〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六一〇円」に、「八、四二〇円」を「八、五七〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一一、〇一〇円」を「一一、二二〇円」に、「七、二二〇円」を「七、二五〇円」に、「二六、八四〇円」を「二七、一五〇円」に、「三三、〇四〇円」を「三三、六五〇円」に、「五〇、五四〇円」を「五一、四七〇円」に、「四、三三〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一五〇円」に改める。

(海岸法施行条例の一部改正)

第七条 海岸法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第四項及び同表の二の表の注第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(港湾法施行条例の一部改正)

第八条 港湾法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第三項及び同表の二の表の注第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(徳島県法定外公共用財産管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に許可を受けている法定外公共用財産の使用に係る使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(道路法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に許可を受け、又は同意を得ている道路の占用に係る占用料については、当該許可又は同意の期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に許可又は承認を受けている都市公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(河川法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に許可又は登録を受けている河川の流水の占用等に係る流水占用料等については、当該許可又は登録の期間中に限り、なお従前の例

による。

(徳島県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に許可を受けている港湾施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(海岸法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に許可を受けている海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内の土石の採取に係る占用料又は土石採取料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(港湾法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に許可を受けている港湾区域内の水域若しくは公共空地の占用又は港湾区域内の水域若しくは公共空地における土砂の採取に係る占用料又は土砂採取料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料等の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「百円」を「百十円」に改め、同表第二号の表中「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表の備考第三項中「百円」を「百十円」に改める。

(徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正)

第二条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一五〇円」に、「二、八三〇円」を「二、八六〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「四、三三〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、六四〇円」を「二、六七〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「六、七八〇円」を「六、九〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「八、四二〇円」を「八、五六〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、一六〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「五、三二〇円」を「五、三三〇円」に、「二、五五〇円」を「二、五七〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三三〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇二〇円」に、「九、五八〇円」を「九、七五〇円」に、「七、三二〇円」を「七、三五〇円」に改める。

(徳島県立総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立総合教育センターの設置及び管理に関する条例(平成十六年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表のその一の表中「八、五四〇円」を「八、六九〇円」に、「二一、三九〇円」を「二一、六〇〇円」に、「八、八二〇円」を「八、九八〇円」に、「四、

「一七〇円」を「四、二四〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「四、四四〇円」を「四、五二〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「四、四六〇円」を「四、五四〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五六〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、七四〇円」を「二、七九〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三二〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表のその二の表中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県文化の森総合公園文化施設又は徳島県立総合教育センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十九号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、七五八人」を「二、七三二人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、九〇〇人」を「四、八四二人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動に伴う学級数等の減少等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるとともに、徳島県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正について

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 中等教育学校 二十二百円

第二条の二に次の一項を加える。

- 2 中等教育学校の後期課程に進級する者及び中等教育学校の後期課程又は高等学校に転学し、又は編入学する者（学校に在学する者を除く。）は、その際に前項の規定の例により入学科に相当する額（第五条において「入学科相当額」という。）を納付しなければならない。

第三条第一項中「、次の」を「次の」に改め、「受講料を」の下に「、中等教育学校の後期課程の在学者は次の授業料を」を加える。

第五条中「入学科」の下に「（入学科相当額を含む。第八条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年十一月一日から施行する。

提案理由

徳島県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、中等教育学校の入学査料等を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十一号

文化財の保護に関する条例の一部改正について

文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例

文化財の保護に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「および」を「及び」に改め、同条第二項中「特別の事情」を「当該県指定有形文化財の適切な管理のために必要」に、「もつばら」を「専ら」に、「代り」を「代わり」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第三項中「すみやか」を「速やか」に改める。

第十八条第一項、第三項及び第四項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第四十二条中「き棄し」を「毀棄し」に、「五万円」を「三十万円」に改める。

第四十三条中「き損し」を「毀損し」に、「五万円」を「三十万円」に改める。

第四十三条の二中「現状の変更」を「現状変更」に、「三万円」を「十五万円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

提案理由

文化財保護法の一部が改正されたことに鑑み、県指定有形文化財を損壊した者等及び県指定史跡名勝天然記念物を滅失した者等に対する罰金の額を引き上げる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十二号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「上席検視官又は検視官の」を「検視官その他の警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する」に改め、同項第二号口中「警察本部長（以下「**一**」及び「**二**」という。）」を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

他の都道府県との均衡を考慮し、死体処理手当の支給を受ける警察職員の区分を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十三号

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例（昭和四十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百八」を「百分の百十二」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水で、同日から平成三十一年十月三十一日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、工業用水の料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十四号

徳島県駐車場事業管理条例の一部改正について

徳島県駐車場事業管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県駐車場事業管理条例の一部を改正する条例

徳島県駐車場事業管理条例（昭和四十八年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書を次のように改める。

ただし、徳島県藍場町地下駐車場における自動車の駐車場への入車及び駐車場からの出車の取扱時間は、午前七時から午後十一時までの間とする。

第五条第二項中「三百円」を「三百十円」に改め、同条第三項中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同条第四項中「八百二十円」を「八百三十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、駐車場の利用料金の額の適正化を図るとともに、利用者の利便性の向上に資するため、徳島県松茂駐車場における入車の取扱時間を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十五号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号イ中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同号ロ中「七百七十円」を「七百八十円」に改め、同項第二号中「二千七百円」を「二千七百五十円」に改め、同項第四号中「一万二千八百円」を「一万四千七百円」に改め、同項第六号中「六千四百八十円」を「六千六百元」に改め、同項第七号中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同項第八号中「五千四百円」を「五千五百円」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第四項第三号中「五百四十円」を「五千二百三十円」に改める。

別表徳島県立中央病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に、「糖尿病・代謝内科」を「糖尿病・代謝内科 感染症内科」に改め、同表徳島県立三好病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

提案理由

診療体制の充実等に伴い、徳島県立中央病院及び徳島県立三好病院の診療科目について所要の改正を行うとともに、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、県立病院の使用料及び手数料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 56 号

平成30年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について

平成30年10月10日議決を経た県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	阿南市	老朽ため池等整備事業	10,000,000 ^円	1,800,000 ^円	2/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	吉野川市	老朽ため池等整備事業	15,500,000	3,875,000	2.5/10以内	

提案理由

平成30年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 57 号

平成30年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について

平成30年度農地保全に係る地すべり防止事業費の一部を次のとおり受益町に負担させるものとする。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
農地保全地すべり防止事業	つるぎ町	地すべり対策事業	20,000,000 ^円	3,333,333 ^円	1/6	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

平成30年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について、地すべり等防止法第31条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 58 号

平成30年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加について

平成30年10月10日議決を経た広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	阿南市	広域漁港整備事業	円 30,000,000	円 4,200,000	% 14	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

平成30年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 59 号

徳島県警察駐在所整備等 P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約について

平成30年10月10日議決を経た徳島県警察駐在所整備等 P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約を次のとおり締結する。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定事業契約書中「4 契約金額 (1) 建替え整備業務に関する対価 642,950,000円」を「4 契約金額 (1) 建替え整備業務に関する対価 605,884,830円」に、「4 契約金額 (2) 維持管理業務に関する対価 237,020,000円に物価変動による増減額等を加算した額」を「4 契約金額 (2) 維持管理業務に関する対価 222,866,363円に物価変動による増減額等を加算した額」に改める。

提案理由

特定事業契約の契約金額の変更に伴い、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 60 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 31 年 2 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃780,600円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃20,400円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃4,200円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃11,500円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃5,200円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃8,400円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,078,270円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 61 号

権 利 の 放 棄 に つ い て

次のとおり権利を放棄する。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,254,420円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用153,758円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用177,668円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 62 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

平成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 平成31年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 12,571,429円を上限とする額 |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 徳島市城南町一丁目11番26号
堀 井 秀 知 (弁 護 士) |

提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 63 号

公平委員会の事務の受託に関する協議について

公平委員会の事務を下記規約により，次の地方公共団体の組合から委託を受ける。

組合名

関西広域連合

平成 31 年 2 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

記

組合と徳島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき，組合（以下「甲」という。）は，同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を徳島県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は，乙が支弁する。ただし，その費用は，甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか，委託事務の処理に関し必要な事項は，甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は，平成31年4月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の組合の公平委員会の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14の規定により、議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 64 号

学校業務支援システムの共同化に関する事務の受託に関する協議について

学校業務支援システムの共同化に関する事務を下記規約により、次の市町村から委託を受ける。

市町村名

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町及び東みよし町

平成 31 年 2 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

記

市（町村）と徳島県との間の学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 市（町村）（以下「甲」という。）は、学校業務支援システムの共同化に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を徳島県（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 学校業務支援システムの標準化及び共同化に関する事務
- (2) 学校業務支援システムの運用上の安全性の確保に関する事務

（管理及び執行の方法）

第 2 条 前条に掲げる事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、徳島県知事（以下「知事」という。）が、市（町村）長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、

委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書を市（町村）長に送付しなければならない。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、委託事務の管理及び執行に要する経費及び乙の委託事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町村）長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町村）長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

（条例等改正の場合の措置）

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町村）長に通知しなければならない。

（雑則）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

市町村の学校業務支援システムの共同化に関する事務を受託することについて、地方自治法第252条の14の規定により、議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	239,000 ^円	平成30年3月19日	徳島市地内	平成31年1月23日
鳴門市在住 1名	154,567	平成30年5月8日	名西郡石井町地内	平成31年1月23日
徳島市在住 1名	145,596	平成30年10月2日	徳島市地内	平成31年1月24日
海部郡海陽町在住 1名	229,850	平成30年10月5日	海部郡海陽町地内	平成31年1月24日
吉野川市所在 1法人	21,600	平成30年10月20日	吉野川市地内	平成31年1月24日
板野郡藍住町所在 1法人	125,280	平成30年10月20日	板野郡藍住町地内	平成31年1月24日
徳島市在住 1名	40,111	平成30年11月7日	徳島市地内	平成31年1月24日

小松島市在住 1名	350,000	平成30年11月13日	小松島市地内	平成31年1月24日
吉野川市在住 1名	772,956	平成30年11月18日	吉野川市地内	平成31年1月24日
名西郡石井町所在 1法人	264,000	平成30年11月21日	名西郡石井町地内	平成31年1月24日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡藍住町所在 1法人	円 63,000	平成30年3月21日	徳島市地内 (県道徳島北灘線)	平成31年1月29日
那賀郡那賀町在住 1名	630,000	平成30年6月11日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成31年1月29日
徳島市在住 1名	82,000	平成30年7月3日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成31年1月29日
徳島市在住 1名	11,000	平成30年7月3日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成31年1月29日
阿波市所在 1法人	405,000	平成30年7月5日	板野郡松茂町地内 (県道古川長原港線)	平成31年1月29日
阿波市在住 1名	169,000	平成30年7月7日	阿波市地内 (県道鳴門池田線)	平成31年1月29日
海部郡美波町在住 1名	57,000	平成30年8月30日	那賀郡那賀町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成31年1月29日

小松島市在住 1名	400,000	平成30年9月1日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成31年1月29日
吉野川市在住 1名	70,000	平成30年9月10日	美馬市地内 (国道193号)	平成31年1月29日
海部郡美波町在住 1名	120,000	平成30年10月1日	阿南市地内 (県道日和佐小野線)	平成31年1月29日
海部郡牟岐町在住 1名	226,000	平成30年10月1日	海部郡牟岐町地内 (県道日和佐牟岐線)	平成31年1月29日
那賀郡那賀町在住 1名	92,000	平成30年10月7日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成31年1月29日
阿南市在住 1名	142,000	平成30年10月10日	阿南市地内 (県道阿南小松島線)	平成31年1月29日

